

# 環境だより

令和6年3月16日発行

令和6年 第1号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津



## 5月1日からごみの排出方法が変わります

市民の利便性向上や安定したごみ処理のため、5月1日(水)からごみの排出方法が以下のとおり変わります。また、5月1日から各ごみの収集日が変わる地域があります。詳しくは家庭ごみ収集カレンダーをご覧ください。

### ①金属と燃やせないごみ(不燃)は 同じ日に収集します

金属・不燃  
(月2回)



金属と不燃を同じ袋  
に入れて出すことが  
できます。

### ②スプレー缶は全て「危険ごみ」の日 に出してください(金属では出せません)



※穴を開ける必要はありません。  
※中身はなるべく使い切ってください。  
※5月1日からは市内のエコ・ステーション  
(西部クリーンセンターを除く)でも回収を  
行います。  
※他の危険ごみと混ぜずに出してください。

### ③石、砂、土は家庭ごみ一時集積所に出せません



エコ・ステーション  
または津市リサイク  
ルセンターへ搬入

※一人で持てる状態にして、市内のエコ・ステーションに搬入してください。エコ・ステーションに搬入できるのは、1日に一度、重量20kg以内(土のう袋2袋目安)までです。重量20kgを超えて(土のう袋3袋以上目安)排出する場合は津市リサイクルセンターへ搬入してください。津市リサイクルセンターへの自己搬入は重量により施設使用料がかかる場合があります。  
※レンガやコンクリートブロックは不燃として出せます。

### ④ソファ、マットレスは大きさによって排出方法が変わります

#### ソファの排出方法



スプリングなしの場合

- 1m以上のもの
- 1m未満のもの

▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入  
▶ 燃やせるごみ(可燃)

スプリングありの場合

- 3人掛けよりも大きいもの
- 3人掛け以下のもの

▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入  
▶ 金属・不燃

#### マットレスの排出方法



スプリングの有無に関わらず

- ダブルサイズよりも大きいもの
- ダブルサイズ以下のもの

▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入  
▶ 金属・不燃

※ただし、ウレタンマットレスなどスプリングが含まれておらず、1m未満にできる場合は「燃やせるごみ(可燃)」の日に出してください。

※津市リサイクルセンターへの自己搬入は重量により施設使用料がかかる場合があります。

### ⑤木材、丸太・切り株は大きさによって排出方法が変わります(分解・解体した木製家具含む)



- 太さ5cm未満で長さ1m未満
- 太さ5cm未満で長さ1m以上3m未満
- 太さ5cm以上10cm未満で長さ1m未満
- 上記以外

▶ 燃やせるごみ(可燃)  
▶ 金属・不燃  
▶ 金属・不燃  
▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入

※ただし、太さ40cm以上または長さ3m以上のものは搬入できません。



## 容器包装プラスチックは正しく分別！

### 容器包装プラスチックとして出せる汚れの目安

下の見本を参考に、汚れや異物を取り除いて「容器包装プラスチック(容プラ)」の日に出してください。汚れなどが取り除けない場合は、リサイクルすることができないため「燃やせるごみ(可燃)」の日

に出してください。汚れなどが付着した状態で「容プラ」の日に出すことで、本来リサイクルできるきれいな容器包装プラスチックを汚す恐れがありますので、適切に分別してください。

品目	○容プラとして出してください	×そのままでは容プラとして出せません
弁当から	 <p>ラベルシールは剥がさなくてもよい。</p>	 <p><b>理由</b> ソースや食べ残しが残っている。 <b>容プラとして出すために</b> ソースや食べ残しは可燃に捨て、水で軽く洗う。</p>
ボトル類	 <p>キャップ・ノズルも一緒に容プラで捨てる。</p>	 <p><b>理由</b> 中身が残っている。 <b>容プラとして出すために</b> 残った中身は可燃に捨て、ボトルに水を入れてよく振って洗う。</p>
チューブ類	 <p>キャップも一緒に容プラで捨てる。</p>	 <p><b>理由</b> 中身が残っている。 <b>容プラとして出すために</b> 中に水を入れてよく振って洗う。</p>
フードパック	 <p>ラベルシールは剥がさなくてもよい。</p>	 <p><b>理由</b> ソースや食べ残しが残っている。 <b>容プラとして出すために</b> ソースや食べ残しは可燃に捨て、水で軽く洗う。</p>

※容プラはプラスチック製容器包装マーク  が目印です。

### リサイクル率100%を目指そう！

容プラの排出量は年々減少しており「燃やせるごみ(可燃)」の日に出されていることなどが考えられます。また、リサイクル率は令和4年度には約65%となりましたが、過去5年間では、容プラと

して収集したにも関わらず、約50%が汚れや異物の付着などにより、リサイクルすることができませんでした。上の見本を参考に容プラのリサイクル率100%を目指しましょう。

#### 年度別の容器包装プラスチックの排出量と資源化量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
排出量	4,154 t	4,076 t	4,027 t	3,959 t	4,061 t	3,910 t	3,698 t
資源化量	2,780 t	2,070 t	2,106 t	2,143 t	2,103 t	2,165 t	2,406 t
リサイクル率	66.9%	50.8%	52.3%	54.1%	51.8%	55.4%	65.1%





## 大量に出る引っ越しごみは各施設へ直接搬入を

一度に大量のごみを家庭ごみ一時集積所に出すと他の利用者の迷惑になります。引っ越しなど一時的に大量に出るごみを処分する場合は市ごみ処理施設へ、新聞などの資源ごみ等は最寄りのエコ・ステーションへ

自己搬入してください。自己搬入が困難な人は、家庭ごみ収集カレンダーで収集日をよく確かめて、計画的に数回に分けて家庭ごみ一時集積所に出してください。



### エコ・ステーションへ搬入できるごみの品目

ごみの品目	エコ・ステーション	搬入できる日時
新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、容器包装プラスチック、その他プラスチック、びん	明神リサイクルストックヤード (久居明神町2108-1) ☎255-8843(久居総合支所地域振興課)	毎週水・土・日曜日 8時30分～16時30分
新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、金属(50cm角以内のもの)、自転車、危険ごみ(スプレー缶・卓上カセットボンベ・使い捨てライター・蛍光管・乾電池・水銀式体温計・充電式電池)	芸濃エコ・ステーション (芸濃町北神山1450) ☎266-2516(芸濃総合支所地域振興課)	毎週水・日曜日 9時～16時30分
	一志とことめエコ・ステーション (一志町田尻345-1) ☎293-3008(一志総合支所地域振興課)	毎週土・日曜日 9時～16時30分
新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、羽毛製品(ダウン率50%以上のもの)	西部クリーンセンター (片田田中町1304) ☎229-3258(環境政策課)	毎週月～金・日曜日 9時～12時、13時～16時 ※祝・休日を除く
新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器	河芸エコ・ステーション (河芸町久知野392) ☎244-1706(河芸総合支所地域振興課)	毎週火・木・土・日曜日 8時30分～16時30分
	香良洲エコ・ステーション (香良洲町3958-9) ☎292-4308(香良洲総合支所地域振興課)	毎週月・火・木～日曜日 7時30分～12時、 13時30分～16時45分

### ごみ処理施設へ搬入できるごみの品目

ごみの品目	ごみ処理施設	搬入できる日時
燃やせるごみ	西部クリーンセンター (片田田中町1304) ☎237-0671(環境施設課) ※津・河芸・芸濃地域に在住の人	毎週月～金曜日 8時30分～12時、 13時～16時30分
	クリーンセンターおおたか (森町2438-1) ☎237-0671(環境施設課) ※久居・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉地域に在住の人	
燃やせないごみ、金属、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、危険ごみ	津市リサイクルセンター (片田田中町1342-1) ☎237-0671(環境施設課)	

ごみの出し方は、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」でも簡単に確認できます。





## 家庭ごみ一時集積所の補助金や届け出について

### 家庭ごみ一時集積所の補助金について

自治会が管理する家庭ごみ一時集積所の設置・改修等工事に対して、補助対象工事費の3分の1を補助金として交付します。交付限度額は家庭ごみ一時集積所の容積などに応じて変わります(上限40万円)。

申請前に着工(集積庫や資材の購入を含む)した場合、補助の対象になりません。必ず事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、必要な書類を添えて申請してください。

予算がなくなり次第終了となりますので、お早めにご相談ください。



市ホームページ

### 家庭ごみ一時集積所の新設・変更・廃止の届け出について

家庭ごみ一時集積所を新設、変更(位置、収集品目の変更など)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。詳しくは環境事業課または各総合支所地域振興課にお問い合わせください。



環境事業課



各総合支所

### 事前相談・お問い合わせ窓口

地域	窓口	連絡先	地域	窓口	連絡先
津	環境事業課 (津市リサイクルセンター管理棟1階)	☎237-5311	安濃	安濃総合支所地域振興課	☎268-5517
久居	久居総合支所地域振興課	☎255-8843	香良洲	香良洲総合支所地域振興課	☎292-4308
河芸	河芸総合支所地域振興課	☎244-1706	一志	一志総合支所地域振興課	☎293-3008
芸濃	芸濃総合支所地域振興課	☎266-2516	白山	白山総合支所地域振興課	☎262-7017
美里	美里総合支所地域振興課	☎279-8119	美杉	美杉総合支所地域振興課	☎272-8085



## 刈り取った草はたい肥化できます

自宅の庭等で発生した草は管理のために刈り取る必要があります。刈り取った草は「燃やせるごみ」で出すことができますが、コンポスト容器を使って、たい肥化することにより、リサイクルできます。

### コンポスト容器を使うと…

#### たい肥化が簡単

コンポスト容器を使用するとたい肥が簡単にできます。

#### 購入に補助金が出る

コンポスト容器の購入に市から補助金が出ます。

#### ごみが少なくなる

たい肥化によりごみが少なくなり、ごみ出しの手間も省けます。

#### 環境に優しい

リサイクルにつながるので環境に優しい方法です。

### コンポスト容器の補助金について

コンポスト容器の購入費に対し、2分の1の補助金(上限3,000円)を交付しています。ぜひこの制度を利用し、刈り取った草のたい肥化を試みましょう。詳しくは環境政策課(☎229-3258)までお問い合わせください。

